

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年6月20日

【会社名】 株式会社NTTデータグループ

【英訳名】 NTT DATA GROUP CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐々木 裕

【最高財務責任者の役職氏名】 代表取締役副社長執行役員 中山 和彦

【本店の所在の場所】 東京都江東区豊洲三丁目3番3号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社の代表取締役社長である佐々木裕及び代表取締役副社長執行役員（最高財務責任者）である中山和彦は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しています。本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、必要な評価範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、全社的な内部統制は、当社を含む24事業拠点を対象として評価を実施しました。なお、財務報告の信頼性に及ぼす影響が僅少であると判断した事業拠点については、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については各事業拠点の前連結会計年度の売上高及び当連結会計年度の事業計画等の売上高を勘案した売上高（連結会社間取引消去後）の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」として12事業拠点を対象としています。当社は、国内及び海外で多様な事業を展開しており、事業活動の規模を表す指標として売上高（連結会社間取引消去後）が妥当であると判断しました。

選定した重要な事業拠点においては、当社の事業目的に大きく係る勘定科目である「売上高」、「売掛金」及び「棚卸資産（仕掛品、商品、ただし貯蔵品を除く）」に至る業務プロセスを評価対象としました。これらの勘定科目は当社の収益獲得活動そのものに関連するため、それぞれ企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として選定しています。

なお、財務報告への影響の重要性を勘案して「棚卸資産（商品）」に至る業務プロセスに関わる7事業拠点（NTT Limited配下の子会社の一部）を評価対象に追加しています。さらに、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして、「のれん」、「固定資産（減損）」及び「繰延税金資産」に至る業務プロセスを評価対象に追加しました。これら業務プロセスの選定にあたってはリスクが大きい取引を行っている事業又は業務、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス、非定型・不規則な取引など虚偽記載が発生するリスクを考慮しています。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記のとおり評価を実施した結果、2025年3月31日時点における当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。